

令和5年4月3日
監査委員決定

令和5年度 監査基本計画

1 監査の目的

監査（検査及び審査を含む。以下同じ。）は、市の行財政運営が、法令の定めるところにより、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを確認・検証し、その結果の公表などを通して、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、市民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを目的とします。

2 監査の実施方針

日本経済の現状は、新型コロナウイルス感染症発生から3年が経過し、社会経済活動の正常化が進みつつあるものの、世界的なエネルギー・食料価格の高騰などにより、厳しさが増えています。三鷹市の財政状況においては、市税収入が前年度予算比で14億円を超える増収となり、過去最高を更新する見込みであるものの、ふるさと納税による減収の拡大は続いています。歳出では、待機児童対策をはじめとする社会保障関連経費の増加傾向は続いており、予算規模は過去最大となりました。

こうした状況にあって、より一層住民福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるために、事務の適正性及び透明性の確保が求められています。

このような背景の下、令和5年度の監査においては、地方自治法等関係法令及び三鷹市監査基準にのっとり、以下の視点で確認・検証を行い、必要に応じて問題点を指摘して改善を求めます。なお、具体的な内容は、各監査の実施計画において別に定めます。

(1) 効率性

業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果を得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。

(2) 経済性

事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか。

(3) 合规性

会計経理及びその他の事務が予算、法令等に従って適正に処理されているか。

(4) 有効性

事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか。また、効果を挙げているか。

(5) 正確性

手続・規定・ルールを定め、内部統制組織が有効に運用され機能し、正確に予算執行の状況を記録しているか。

3 実施予定の監査及び概要

区 分	実 施 概 要	実施期間
定 期 監 査 (地方自治法第199条第1項、 第4項)	市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。また、工事監査は、工事の効率性、経済性及び合規性を主眼として、主要工事の契約事務及び技術面の検証を実施する。	9月～2月
行 政 監 査 (地方自治法第199条第2項)	市の事務(政令で定めるものを除く。)又は事業の執行について、経済性、効率性及び有効性を主眼として、定期監査に併せ随時実施する。	9月～2月
財 政 援 助 団 体 等 監 査 (地方自治法第199条第7項)	市が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効率的に行われているかを主眼として、また、市が出資又は出捐を行っている団体について、当該団体の事業が出資又は出捐の目的に沿って適正に運営されているかを主眼として実施する。	9月～10月
例 月 出 納 検 査 (地方自治法第235条の2第1項)	会計管理者の保管する現金の在 High 及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するもので、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。また、必要に応じて基金の残高の検証や歳入歳出項目の中から具体的事項を抽出して個別の検証を実施する。	毎 月
決 算 審 査 (地方自治法第233条第2項、 地方公営企業法第30条第2項)	決算その他の関係諸表等の計数の正確性を検証するもので、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。	6月～8月
基金運用状況審査 (地方自治法第241条第5項)	基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するもので、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。	6月～8月
健全化判断比率等審査 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、 第22条第1項)	財政健全化判断比率の4指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び資金不足比率の数値が適正であるかを検証するもので、審査対象比率及び算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施する。	7月～8月

内部統制評価報告書審査 (地方自治法第150条第5項)	市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として実施する。	6月～8月
--------------------------------	--	-------

4 決算等審査の実施予定日

令和5年7月20日(木)、21日(金)、24日(月)、25日(火)

[予備日：7月26日(水)]

※詳細な日程は別途通知する。

5 定期監査の実施予定日及び対象部署

区分	実施予定日	対象部署
前期	第1回	5.9.26(火) 財政援助団体等監査[三鷹駅周辺住民協議会] 所管部局
	第2回	5.10.26(木) 財政援助団体等監査[特定非営利活動法人花と緑のまち三鷹創造協会] 所管部局
	第3回	5.11(未定) 工事監査[東部水再生センター汚泥脱水設備等改築工事(第三期)]
	第4回	5.11.27(月) 総務部(政策法務課、職員課、労働安全衛生課、契約管理課、防災課、安全安心課、土地対策課、相談・情報課)
後期	第5回	5.12.25(月) 市民部(市民課、市民税課、資産税課、納税課、保険課)
	第6回	6.1.26(金) 生活環境部(コミュニティ創生課、環境政策課、ごみ対策課、生活経済課、都市農業課)
	第7回	6.2(未定) 学校監査[三鷹の森学園/第五小学校、高山小学校、第三中学校]

6 監査結果

(1) 講評

監査を実施したときは、その結果を講評し、これに対する意見等を聴取します。

区分	実施予定日
決算等審査	令和5年8月21日(月)
定期監査(前期)	令和5年12月25日(月)
定期監査(後期)	令和6年3月25日(月)

(2) 結果報告及び公表

監査を実施したときは、報告書又は意見書を調製し、関係機関に提出するとともに、

これを公表（検査及び審査を除く。）します。

(3) 改善措置報告及び公表

監査結果に基づき改善措置を講じた場合は、速やかに監査委員に報告しなければなりません。監査委員は、これを公表します。

7 例月出納検査の実施予定日

実施予定日	検査対象
令和5年4月26日（水）	令和4年度一般会計・各特別会計・下水道事業会計 令和5年3月分
令和5年5月26日（金）	令和4年度一般会計・各特別会計 令和5年4月分 令和5年度一般会計・各特別会計・下水道事業会計 令和5年4月分
令和5年6月26日（月）	令和4年度一般会計・各特別会計 令和5年5月分 令和5年度一般会計・各特別会計・下水道事業会計 令和5年5月分
令和5年7月24日（月）	令和5年度一般会計・各特別会計・下水道事業会計 令和5年6月分
令和5年8月28日（月）	令和5年度一般会計・各特別会計・下水道事業会計 令和5年7月分
令和5年9月26日（火）	令和5年度一般会計・各特別会計・下水道事業会計 令和5年8月分
令和5年10月26日（木）	令和5年度一般会計・各特別会計・下水道事業会計 令和5年9月分
令和5年11月27日（月）	令和5年度一般会計・各特別会計・下水道事業会計 令和5年10月分
令和5年12月25日（月）	令和5年度一般会計・各特別会計・下水道事業会計 令和5年11月分
令和6年1月26日（金）	令和5年度一般会計・各特別会計・下水道事業会計 令和5年12月分
令和6年2月26日（月）	令和5年度一般会計・各特別会計・下水道事業会計 令和6年1月分
令和6年3月25日（月）	令和5年度一般会計・各特別会計・下水道事業会計 令和6年2月分

8 その他

監査委員が必要と認める場合には計画を変更し、又は随時に監査を実施することがあります。